



専 決 処 分 書

令和6年度岩沼市後期高齢者医療特別会計予算歳入のうち、後期高齢者医療保険料について、また、歳出のうち、後期高齢者医療広域連合納付金について、それぞれ減が生じたので、既定予算の補正（第3号）を要するが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

岩沼市長 佐 藤 淳 一

令和 6 年度

岩沼市後期高齢者医療特別会計補正予算

(第 3 号)

令和6年度岩沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

令和6年度岩沼市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,320千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ623,243千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療保険料		484,500	△2,320	482,180
	1 後期高齢者医療保険料	484,500	△2,320	482,180
補正されなかった款項に係る額		141,063	0	141,063
歳 入 合 計		625,563	△2,320	623,243

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
2 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金		601,041	△2,320	598,721
	1 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	601,041	△2,320	598,721
補正されなかった款項に係る額		24,522	0	24,522
歳	出	合	計	
		625,563	△2,320	623,243

一、 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	既 定 額	補 正 額	計
1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	484,500	△2,320	482,180
補正されなかった款に係る額	141,063	0	141,063
歳 入 合 計	625,563	△2,320	623,243

歳 出

款	既 定 額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金	601,041	△2,320	598,721
補正されなかった款に係る額	24,522	0	24,522
歳 出 合 計	625,563	△2,320	623,243

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			△2,320
			△2,320

2 歳入

1款 後期高齢者医療保険料

1項 後期高齢者医療保険料

目	既 定 額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
2 普通徴収保険料	167, 214	△ 2, 320	164, 894	1 現年度分	△ 2, 320
計	484, 500	△ 2, 320	482, 180		

(1款) 後期高齢者医療保険料 (1項) 後期高齢者医療保険料

(単位：千円)

説 明
現年度普通徴収保険料 △ 2,320

3 歳出

2款 後期高齢者医療広域連合納付金

1項 後期高齢者医療広域連合納付金

目	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	601, 041	△2, 320	598, 721				△2, 320
計	601, 041	△2, 320	598, 721				△2, 320

(2款) 後期高齢者医療広域連合納付金 (1項) 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金、補助及び交付金	△2,320	後期高齢者保険料等の納付に要する経費 △2,320